

マネジメントシステム認証の表明 ガイド



エイエスアール株式会社

2023年7月31日

目次

はじめに.....	1
1. ルールを守ることは、価値を守ること.....	1
I. マネジメントシステムの認証範囲	2
1. 登録情報	2
2. 登録範囲	3
II. 認証の表明と基本ルール.....	5
1. 「認証の表明」とは？	5
2. 「認証の表明」の基本ルール	5
3. 不適切な認証の表明に対する処置.....	6
III. 認証の表明の注意ポイント.....	7
1. 認証ロゴマーク・認定シンボルマークの使用	7
2. 登録証の掲示・提出	8
3. 認証されていない事業所、製品・サービス及び活動がある場合	9
4. ホームページで認証の表明を行う場合の注意ポイント	10
おわりに.....	11

はじめに

1. ルールを守ることは、価値を守ること

ISO マネジメントシステムの認証を受けると、会社案内、パンフレット、会社のホームページ、名刺、広告媒体などで認証していることをアピールすること、すなわち、「認証の表明」をすることができます。

しかし、認証について不適切な認証の表明が横行すると、「認証の表明」や「認証そのもの」の信頼は失われてしまいます。

従って、審査や認証活動と同様に、国際的なルールに基づく使用方法、管理が、要求されています。厳格なルールを守ることは、「認証の表明」の価値を守ることになります。



ルールを理解し、しっかりと守っていくことが大切です。

認証の表明についてのルールは、<ASR 審査登録規則>に規定しておりますが、この冊子では、基本となる考え方、特にご注意いただきたい点など、補足し、解説いたします。

皆様の認証表明のルールに対するご理解、ご活用にお役立ていただければ幸いです。

I. マネジメントシステムの認証範囲

1. 登録情報

登録証に記載される登録情報には、次のような項目があります。

① 認証基準規格

② 登録番号

③ 組織名

認証マネジメントシステム全体の名称。
法的な又は契約によるつながりがあり、且つ、
1つのマネジメントシステムに従い、本部機能
組織により継続的に1つのマネジメントシステム
として運営管理されている場合には、
〇〇ホールディングス、〇〇グループといった
複数法人も可能です。

④ 所在地

⑤ 登録範囲

⑥ 認証の登録/改訂日

⑦ 有効期限



更に、支店、営業所、工場など、マネジメントシステムの中の業務やサービス提供を行う場所が複数ある場合、「関連事業所」又は「関連サイト」として登録することになります。

複数の事業所・サイトがある場合は、「登録証」に加え「付属書」が発行されます。

「付属書」には、中央の事業所及び関連事業所の

⑧ 事業所の名称

⑨ 事業所の住所

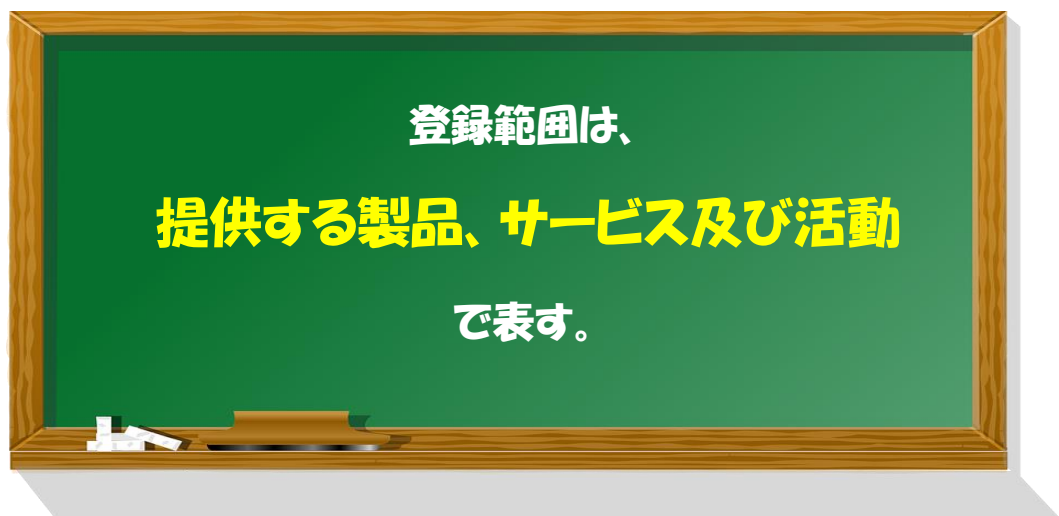
⑩ 事業所の活動

が記載されます。

2. 登録範囲

マネジメントシステムの認証は、組織の事業活動に伴う、品質、環境、労働安全衛生、情報セキュリティの各分野での組織のマネジメントシステムの能力の評価に基づきます。

従って、登録範囲は、組織の事業活動で提供する製品、サービス及び活動で表す必要があります。



例えば、

紙及び樹脂素材の包装製品の	設計・開発及び製造
精密プレス加工による金属部品の	製造
木造建築物の	設計及び施工
情報系システム及び基幹系システムの	企画及びシステム開発
警備、産業清掃及び施設管理	(サービス提供) [※]
産業廃棄物の収集、運搬	(サービス提供) [※]

製品・サービス

活動

※ サービス業の場合、「活動」で「サービス提供」と表さなくても、活動の内容が明確な場合があります。その場合は「活動」を記載しない登録範囲とすることも可能です。上記の例では、「警備、産業清掃及び施設管理」「産業廃棄物の収集、運搬」となります。

【 登録範囲の設定・変更における注意事項 】

登録範囲を設定、変更する際には、第三者が見たときに、認証されていない範囲が含まれているように誤解を受けることがないように、曖昧な表現、広く読み取れる表現にしないこと、実際に取り扱う製品、サービスをできる限り具体的にすよう、ご注意ください。

また、誤解を受ける可能性がある判断した場合、表現の見直しをお願いしますので、予め、ご承知おきください。

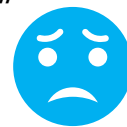
【 注意が必要な用語 】

➤ 付帯サービス、ソリューション、ハードウェア など

上記の用語は、単体では、様々な内容を含む可能性があります。

《具体的な内容が分からない登録範囲の NG 例》

- × ○○○設備の製造及び付帯サービス
- × システムソリューションの提供
- × ハードウェア及びソフトウェアの設計・開発及び製造



「付帯サービス」には、製品、サービスによって、装置の据え付け、初期設定、使用方法の教育、トラブル時のヘルプデスク、定期点検等、様々なものがあります。

登録範囲に「付帯サービス」が含まれる場合は、その内容を具体的にする必要があります。例えば、「付帯サービス」という言葉を使用しないで、別の具体的な表現にする、又は、「付帯サービス(点検及び保守)」など、具体的な内容を合わせることで明確するようにしてください。

➤ 梱包資材/包装資材、食品添加物 など

製品によっては、全く異なる技術を要する複数の業種に該当する製品があります。

梱包資材/包装資材には、木材、鉄、紙、樹脂など様々な材料が考えられます。

食品添加物は、乾燥ハーブ、化学的に合成する製品、金・銀など、様々な製品があります。

こうした製品の場合は、素材が分かるようにしてください。

**分かり易く、見る人に誤解を与えない
表現にすることがポイントです。**



Ⅱ．認証の表明と基本ルール

1. 「認証の表明」とは？

認証の表明とは、例えば、次のようなことが含まれます。

- **文章による表明**

認証されていることを表す文を、会社案内、名刺などの媒体に記載する

- **ロゴ・シンボルの使用**

認証ロゴマーク、認定シンボルマークを会社案内、名刺などの媒体に記載する

- **登録番号の掲載**

会社案内、名刺などの媒体に認証登録番号を記載する

- **登録証の掲示・配付、審査報告書の提示**

登録証、審査報告書の複写を提示、配付する



ご注意ください!

これら認証の表明には、守るべきルールがあります。

2. 「認証の表明」の基本ルール

正確に、認証範囲が誤解されないように表明する

- **製品そのものの認証と誤解されないこと**
- **認証範囲外の領域がある場合は、認証範囲内と誤解されないようにする**
- **ロゴ・シンボルは、色、形状など指定を守って使用する**
- **最新の状況で表明する**
- **状況の変化に対応できるように使用状況を管理する**
- **名刺での認証の表明は、認証範囲に含まれている人のみ使用できる**

3. 不適切な認証の表明に対する処置

認証の表明が適切でないことが検知された場合、エイエスアール(株)は修正を依頼します。

現地審査により検出された場合は、「その他の不適合」として対応を依頼します。

また、審査以外であっても、適切でない認証の表明が発覚した際に対応を依頼する場合がございます。

これらの依頼に、正当な理由なく、対応いただけない場合には、認証の一時停止、取り消しとなりますので、ご注意ください。

Ⅲ. 認証の表明の注意ポイント

過去に検出された不適切な認証の表明事例に基づき、ご注意いただきたい点を以下にまとめます。

1. 認証ロゴマーク・認定シンボルマークの使用

認証ロゴマーク、認定シンボルマークの使用は、マネジメントシステム認証を容易に、且つ、効果的に識別する手段です。

一方で、その使用にあたっては厳格なルールが規定されており、これを守ることが重要です。

DON'Ts
ご注意ください。



➤ 正しいデータの使用

認証ロゴマーク、認定シンボルマークは、弊社が「清刷り」として配付するデータを使用してください。

- ASR の認証ロゴマークは単独で使用できますが、認定シンボルだけを単独で使用することはできません。
- 認証ロゴマーク、認定シンボルマークは、それぞれ配付するデータのまま使用し、分解、編集しないでください。
- 指定の形状、指定の色を守ってください。

➤ データの管理

認証ロゴマーク、認定シンボルマークのデータを外部業者、例えば、印刷業者、ホームページ制作業者に提供する場合、委託した製品納入後、データの削除を依頼し、記録してください。

2. 登録証の掲示・提出

登録証や登録証の複写を社内に掲示、ホームページに掲載、外部へ提出することができます。

- 複写された登録証には、「複写」「COPY」など、複写であることが分かる識別を付けてください。
- 付属書がある場合(複数の事業所がある場合)、付属書と合わせて使用してください。
- 配付等の状況を把握するために台帳等で管理する。



DON'Ts ご注意ください。



➤ **古い登録証の使用**

(有効期限切れ、移行前の旧規格の登録証、前機関発行の登録証など)
ホームページに古い登録証が使用されている事例が複数ございました。
ホームページに掲載した場合や社内で掲示されているものは、登録証が更新されたら、最新版に差し替えてください。

特に、登録証を管理されている方と、ホームページを担当されている方が別の場合は、注意が必要です。

外部提出だけでなく、ホームページ、社内掲示など複数の利用がある場合には、どこで使用しているか、台帳などで管理するとよいでしょう。

3. 認証されていない事業所、製品・サービス及び活動がある場合

認証されたマネジメントシステムに含まれていない事業所や、製品・サービス及び活動がある場合は、認証されていない領域が含まれると誤解されないように、認証範囲を明確にする/認証範囲外を明確にする必要があります。

- 認証表明の近傍で、認証された事業所、製品・サービス及び活動を記載する。
- 認証表明の近傍で、認証されていない事業所、製品・サービス及び活動が認証に含まれていないことを合わせて表明する。



【 表明の例 】



ISO9001
本社・A工場で認証取得



ISO9001
A製品の設計・開発及び製造



ISO9001
〇〇営業所を除く

- 名刺裏面など、認証されていない事業所を含め、事業所の一覧が記載されている場合は、マークを付けることで識別することもできます。

【 認証表明した名刺の例 】

ABC 株式会社グループ

◎ 本社	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX
◎ A工場	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX
◎ B工場	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX
◎ C工場	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX
◎ D営業所	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX
◎ E営業所	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX
◎ F営業所	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX
◎ G営業所	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX
◎ 株式会社 HIJ	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX
◎ 株式会社 KLM	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-X	(0XX)XXX-XXXX

◎ 印の事業所において、〇〇〇製品の設計・開発及び製造について、ISO9001:2015 認証を受けています。

4. ホームページで認証の表明を行う場合の注意ポイント

ホームページで、認証の表明を行う場合の注意ポイントは、既にも上記の 1～3 で説明した注意ポイントの他に、ホームページ特有の注意ポイントがあります。

DON'Ts ご注意ください。



- **認証ロゴマーク、認定シンボルマークが全ページで表示される。**
前項 3「認証されていない事業所、製品・サービス及び活動がある場合」に関連して、特に、次のような場合は、注意が必要です。
 - 認証範囲外の製品が紹介されているページで、認証範囲を明確にしていない認証ロゴマーク・認定シンボルマークが表示される。
 - 会社案内・事業所案内のページで、認証範囲外事業所があり、認証範囲を明確にしていない認証ロゴマーク・認定シンボルマークが表示される。
 - 会社全体が認証範囲に含まれていても、ホームページはグループ会社全体でまとめているため、認証範囲外のグループ会社が認証されていると誤解を受ける。

- **古い情報が、更新されずに残っている。**
 - 認証ロゴマーク等は更新されているが、「許認可・資格」の項目に旧登録番号の記載が残っている。
 - 日本語版のページは更新されているが、英語版のページは、古い情報のままである。
 - ホームページに組み込まれた動画に、既に有効でない認証情報が含まれている。

おわりに

本冊子は、認証の表明についての考え方を知っていただき、特に、ご注意いただきたい内容を中心にまとめています。認証の表明をはじめ、審査、登録に関わる詳細の規則は、〈ASR 審査登録規則〉に規定しております。

〈ASR 審査登録規則〉は、下記 URL より、ご確認ください。

https://www.armsr.co.jp/asr_ms/information/ASR-tourokukisoku.pdf

名刺に関しては、〈登録マーク・認定シンボル使用例(名刺)〉を下記 URL にて公開しております。

https://www.armsr.co.jp/asr_ms/information/symbol_use.pdf

また、下記の方法でのお問い合わせ窓口を用意しておりますので、ご不明点等ございましたら、お問い合わせください。

メールのお問い合わせ	otoiawase@armsr.co.jp
お電話のお問い合わせ	0120-81-9043
FAXのお問い合わせ	03-3666-8753





マネジメントシステム認証の表明 ガイド

マネジメントシステム認証の表明 ガイド(230731)

エイエスアール株式会社

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町 1-10-15 JL 日本橋ビル

TEL: 03-3666-8757 / FAX: 03-3666-8753

<https://www.armsr.co.jp>